

ホテル火災対策検討部会 中間報告（概要）

＜検討の目的及び体制＞

平成24年5月13日（日）広島県福山市において死者7名、負傷者3名が発生したホテル火災を踏まえ、ホテル・旅館等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を実施。

「予防行政のあり方に関する検討会」の下に、有識者から構成される「ホテル火災対策検討部会」を新たに開催。検討委員については別紙1のとおり。

＜ホテル火災に係る課題：多数の死傷者が発生した要因＞

- ・ 建物が耐火構造でないため、火災が出火室及びその近傍から上階へ拡大
- ・ 階段部分の防火区画が設けられておらず、火災や煙が階段を経由して上階に拡大
- ・ 従業員による適切な初期消火活動等が未実施

＜緊急調査の結果等＞

全国の同様な建築構造のホテル・旅館等に対して緊急調査を実施したところ、約7割の施設に消防法令への違反を確認。各消防本部に対し、違反是正を徹底するよう要請するとともに、今後もフォローアップ調査を通じて確認。別紙2参照。

＜火災予防上の課題とその対応の考え方＞

(1) 各種規制について

ア 福山市のホテル火災を踏まえた対応

現行の建築基準法の防火基準への不適合、適切な初期消火活動等の未実施等が、早期の延焼の拡大及び煙の拡散の要因と推定されることを踏まえ、現行の各種規制について適切に遵守させることが必要

イ 小規模なホテル・旅館等に係る課題

火災の早期の覚知が重要であることから、小規模なホテル・旅館等（300㎡未満）への自動火災報知設備の設置義務化について検討が必要。その際には、他の小規模就寝施設に係る規制についても総合的な検討が必要

(2) 立入検査と違反処理の推進方策について

ア 立入検査の的確な実施

危険性の想定される防火対象物でありながら消防本部の立入検査が最近9年間未実施となっていたことを踏まえ、建築構造の適合性も含め、的確に人命危険の高い対象物のふるい分けを行い、計画的な立入検査が実施される体制の整備が必要

イ 危険性・悪質性を考慮した厳格な違反処理の実施

以前の立入検査において、毎回、同じ違反内容を繰り返し指摘するのみで、違反処理の法的プロセスへ移行しなかったことを踏まえ、危険性・悪質性の高い違反について選別して厳格な違反処理に移行する体制の整備が必要。国においても、違反処理に携わる職員の育成に係る研修等の実施が必要

(3) 火災予防上の危険に係る公表制度のあり方について

今回の火災に鑑みても建築構造の適合性は防火安全上極めて重要であるが、旧適マーク制度廃止後、建築構造を含めた適合性を情報提供する制度がない。

こうした必要性から、平成15年まで実施していた「旧適マーク制度」の仕組みを再評価し、新たな制度として構築することも一つの方策となり得るものと考えられる。このため、「旧適マーク制度」の点検項目を基本とし、事業者の申請に基づき消防機関が認定する制度を、防火対象物定期点検報告制度等を活用して消防の検査等の負担の軽減を図り整備することが必要

＜ホテル火災対策検討部会 委員名簿＞

（敬称略。委員は 50 音順）

＜委 員＞

役 職	氏 名	所 属
部会長	関澤 愛	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
副部会長	小林 恭一	東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授
委 員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委 員	安藤 勝	千葉県消防局予防部長
委 員	岩佐英美子	社団法人日本ホテル協会事務局長
委 員	小川 健司	広島市消防局予防部長
委 員	木下 健治	弁護士
委 員	清沢 正人	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会理事
委 員	志田 弘二	名古屋市立大学建築都市デザイン学科教授
委 員	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
委 員	古舘 謙護	盛岡地区広域消防組合消防本部消防次長兼予防課長
委 員	増田 優人	京都市消防局予防部長
委 員	山崎 登	日本放送協会解説主幹

＜オブザーバー＞

秋葉 健次 全国消防長会事業管理課長
堀江 裕 厚生労働省健康局生活衛生課長（9月30日まで）
依田 泰 厚生労働省健康局生活衛生課長（10月1日から）
竹村 好史 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室課長補佐
小野田吉純 国土交通省住宅局建築指導課建築安全調査室企画専門官

＜事務局＞

消防庁予防課

＜ホテル・旅館等に係る緊急調査結果(概要)＞

1 調査対象

3階以上（地階を除く。）・収容人員30人以上の防火対象物で、次の要件を満たすもの。

- (ア) ホテル・旅館等
- (イ) 昭和46年以前に新築された防火対象物

※ 現行の建築基準法の建築構造、防火区画及び階段の規定に適合しているもの（過去、「適」マークを交付したことがある防火対象物）を除く。

2 調査期間

平成24年5月16日～平成24年8月15日

3 調査結果概要

緊急調査を実施した797施設のうち、549施設（68.9%）において何らかの消防法令違反が発見されたが、自動火災報知設備が過半にわたり未設置など重大な違反があるものは、そのうちの47施設（5.9%）となっている。（表1参照）

また、消防法令違反の主な内容については、表2のとおりである。

なお、消防法令違反のあるものについては、緊急調査時において各消防本部から建物関係者に対して是正指導を行っているところであり、今後もフォローアップ調査を通じて違反是正の徹底を図っていく。

○表1 消防法令違反の状況

	棟数	割合	備考
調査対象施設数①	797	—	—
何らかの消防法令違反があるもの②	549	68.9%	②/①
重大な違反があるもの③	47	5.9%	③/①

※ 調査対象については、棟単位で実施したもの。

※ 重大な違反とは、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの設備が、その設備の設置義務部分の床面積の過半にわたり設置されていないものをいう。

※ 防火管理の義務対象となる防火対象物数は41,815（平成24年3月31日現在）

○表2 消防法令違反の主な内容

設備の種類	義務施設数	違反施設数		重大な違反以外の主な内容
		重大な違反	重大な違反以外	
屋内消火栓設備	426	33	76	ホース耐圧試験未実施
スプリンクラー設備	56	1	13	一部散水障害、一部未警戒
自動火災報知設備	791	17	232	感知器の一部未警戒